『教科書研究ジャーナル』投稿要項

令和 8 年 10 月 22 日制定

第１条（論文の種類）

『教科書研究ジャーナル』（以下，本誌）には，原著論文，総説，その他の論考等を掲載する。

第２条（投稿資格）

１．論文を投稿できる者は，公益財団法人教科書研究センター（以下，センター）から研究助成を受け，かつ研究報告を提出した者。投稿による原著論文は，査読を受けるものとする。

２．本誌編集委員会（以下，委員会）が必要と認め，依頼を行った者。

３．投稿及び執筆依頼への応諾は，いずれも本人の自由意思に基づくものとし，助成の採否や継続に影響を与えるものではない。

第３条（未発表性）

投稿論文は，センターが研究助成し，研究報告として提出した内容に基づくもので，未公刊のものとする。ただし，学会での口頭発表の資料や発表要旨集などに公表したもの，機関リポジトリで電子的に公開した学位論文などは，この限りではない。

第４条（投稿）

１．投稿に先立ち，「研究倫理及び研究不正の防止について」及び「生成 AI の利用について」を確認し，適切に対応すること。

２．投稿は，委員会が定める方法により，投稿論文の Word・PDF データを所定の期日までに電子媒体で提出すること。

３．投稿された論文はその採否が決定するまで国内・国外を問わず他誌に投稿することはできない。

４．二重投稿，捏造，改ざん，盗用，AI の不適切な利用などの不正が判明した場合，その時点で論文の受理，審査，採択を取り消すものとする。不正等により費用が生じた場合には，著者が負担するものとする。

５．投稿後，論文を取り下げようとする場合は，理由を明記した文書により委員会に申し出ること。取り下げにより生じた費用は，著者が負担するものとする。

第５条（審査）

１．投稿論文は，委員会による審査を経て掲載の可否を決定する。

２．査読は，委員長が指名する複数名により行うこととする。
３．査読は，目的・課題設定の明確性，資料の扱い・研究方法の妥当性，表現・構成の適切性，研究成果の学術的価値などを総合的に判断し，高く評価されるものは，「採択」あるいは「修正後採択」とする。「修正後再審査」と判断された場合には，著者が希望する場合に限り，次号での掲載を前提に再度修正原稿を提出し，審査を受けるものとする。「不採択」の場合は，同一内容による本誌への再投稿は認めない。

第６条（著作権）
１．本誌に掲載された論文の著作権は著者に帰属する。
２．センターが刊行する本誌並びに機関紙等の編集著作権はセンターに帰属するものとする。なお，センターが営利を目的とせず，かつ学術及び教育の目的の範囲内で，論文を本誌，機関紙，ウェブ等に掲載して公表・利用することについてあらかじめ許諾したものとする。

第７条（利益相反）
著者は，研究に関連して開示すべき利益相反（利害関係等）がある場合には，これを論文の末尾において報告するものとする。

第８条（掲載決定後の校正）
掲載決定後の修正は原則として禁止する。

第９条（機関リポジトリ等での公開）
１．本誌に掲載された論文等は，センターが指定する電子媒体において公開することができる。
２．本誌に掲載された論文等は，本誌刊行後，その掲載版 PDF を著者の所属機関のリポジトリ等で即時に公開することができる。
３．投稿者は，投稿をもって，本条に定める公開に同意したものとする。

第 10 条（著者寄贈）
論文が掲載された著者には，本誌を５部贈呈する。